

(県・市町のお問合せ窓口)

兵庫県農政環境部農地整備課		TEL 078- 362-3431	
兵庫県神戸県民センター神戸土地改良センター TEL 078-361-8560			
神戸市農業振興センター TEL 078-975-5800			
兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所		TEL 079-562-8913	
尼崎市農政課	TEL 06-6489-6542	西宮市農政課	TEL 0798-35-3329
芦屋市経済課	TEL 0797-38-2033	伊丹市農業政策課	TEL 072-784-8050
宝塚市農政課	TEL 0797-77-2036	川西市産業振興課	TEL 072-740-1164
三田市農業振興課	TEL 079-559-5089	猪名川町産業観光課	TEL 072-766-8709
兵庫県北播磨県民局加古川流域土地改良事務所		TEL 0794-82-9828	
明石市農水産課	TEL 078-918-5017	加古川市農林水産課	TEL 079-427-9226
高砂市産業振興課	TEL 079-443-9031	稲美町産業課	TEL 079-492-9141
播磨町地域振興チーム TEL 079-435-2364			
兵庫県北播磨県民局加古川流域土地改良事務所		TEL 0794-82-9828	
西脇市農林振興課	TEL 0795-22-3111	三木市農業振興課	TEL 0794-82-2000
小野市産業創造課	TEL 0794-63-1928	加西市農政課	TEL 0790-42-7523
加東市地域整備課	TEL 0795-43-0510	多可町産業振興課	TEL 0795-32-2388
兵庫県中播磨県民センター姫路土地改良センター		TEL 079-281-9395	
姫路市農林整備課	TEL 079-221-2481	神河町地域振興課	TEL 0790-34-0960
市川町地域振興課	TEL 0790-26-1015	福崎町農林振興課	TEL 0790-22-0560
兵庫県西播磨県民局光都土地改良センター		TEL 0791-58-2218	
相生市農林水産課	TEL 0791-23-7156	赤穂市建設課	TEL 0791-43-6841
たつの市農地整備課	TEL 0791-64-3159	宍粟市農業振興課	TEL 0790-63-3109
上郡町産業振興課	TEL 0791-52-1116	佐用町農林振興課	TEL 0790-82-0667
太子町産業経済課	TEL 079-277-5993		
兵庫県但馬県民局豊岡土地改良センター		TEL 0796-26-3716	
豊岡市農林水産課	TEL 0796-21-9017	香美町農林水産課	TEL 0796-36-0846
新温泉町農林水産課	TEL 0796-82-5626		
兵庫県但馬県民局朝来土地改良センター		TEL 079-672-6850	
養父市農林振興課	TEL 079-664-0284	朝来市農業振興課	TEL 079-672-2774
兵庫県丹波県民局篠山土地改良事務所		TEL 079-552-7419	
篠山市農都政策課	TEL 079-552-6580	丹波市農林整備課	TEL 0795-74-0221
兵庫県淡路県民局洲本土改良事務所		TEL 0799-26-2116	
洲本市農地整備課	TEL 0799-33-1927	淡路市農地整備課	TEL 0799-64-2190
南あわじ市農地整備課	TEL 0799-43-5225		

平成28年1月

地域のみんなで取り組もう！

～日本型直接支払(多面的機能支払交付金)～

新たな制度が始まっています！

これまで取り組まれていない集落の皆さまも、「地域ぐるみで農地や農村環境を守る活動」に取り組んでみませんか。



- 集落で取り組んでいる草刈りや水路の泥上げ、環境保全活動、水路の補修などの活動に対して、国・県・市町が農地面積に応じた交付金を交付し、農地や水路、農道、ため池などの地域資源を守る活動を支援します。
- 「日本型直接支払(多面的機能支払交付金)」は、平成27年4月から法律(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律)に基づく安定的な制度になりました。



多面的機能支払交付金についてはホームページでも詳しくご覧いただけます

兵庫県多面的機能発揮推進協議会 <http://hyogo-nouchimizu.com/>

(〒650-0012 神戸市中央区北長挾通 5-5-12 TEL 078-360-6605 FAX 078-360-6606)

兵庫県 農政環境部 農林水産局 農地整備課
兵庫県多面的機能発揮推進協議会

「日本型直接支払（多面的機能支払制度）」を活用しましょう！

平成26年度から農業・農村の「多面的機能」の維持・発揮を図る活動を支援する日本型直接支払（多面的機能支払制度）がスタートしています。

（農業・農村の「多面的機能」とは、洪水や土砂崩れの防止、多様な生き物の保全、美しい農村景観などの都市住民を含めて国民全体に及び役割を言います。）

ポイント！

活動組織を設立しましょう！

制度に取り組む場合は、活動組織を設立する必要がありますが、水利組合や土地改良区、自治協議会など、もともとある地域のつながりをいかして組織を設立することができます。また、広域的な活動組織にすることで事務手続きを軽減することも可能です。



農地面積に応じた支援が受けられます！

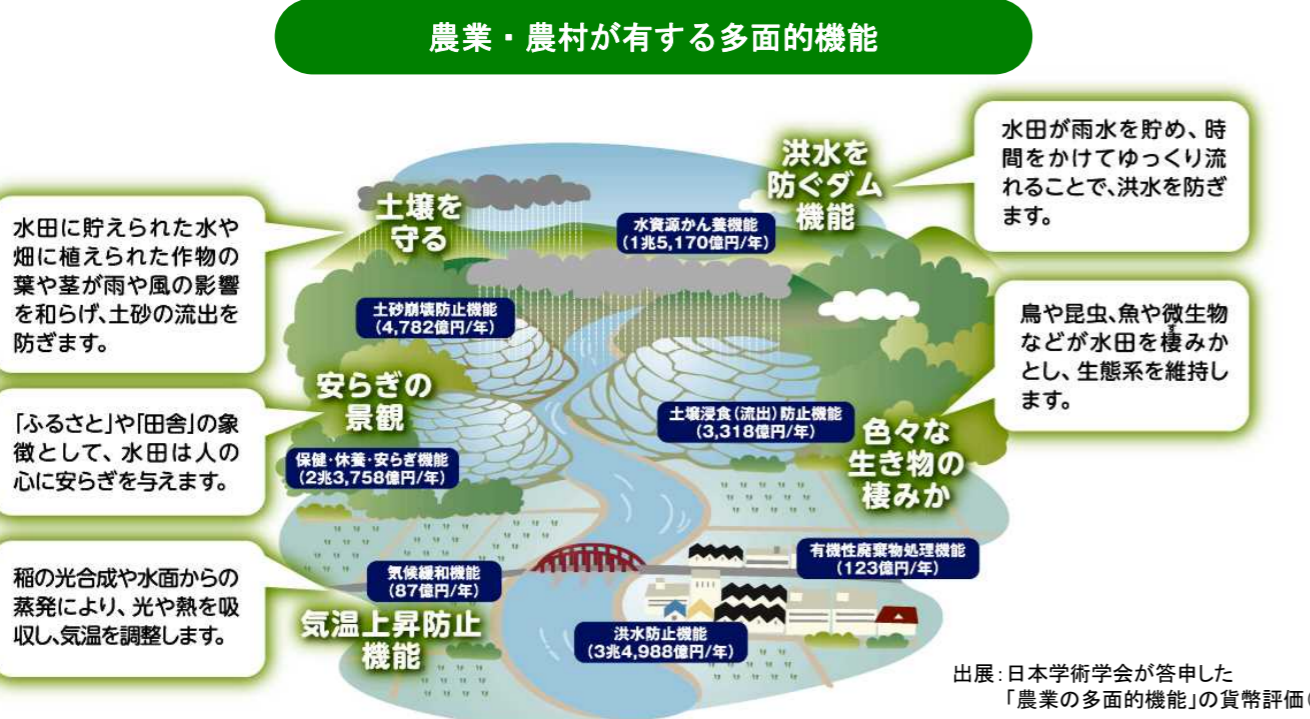
交付金は、農地面積に応じて活動組織へ交付されます。なお、農地維持支払は、農振農用地以外の農地についても交付金の対象になっています。（ただし、多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農地などの一定の要件があります。）

地域の判断で活動が実施できます！

交付金を活用して、農地のり面の草刈りや水路の泥上げなどの基礎的保全活動のほか、植栽などの環境保全活動、水路・農道・ため池の補修・更新など、地域の判断で様々な活動が実施できます。

多面的機能支払制度の概要

地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道、ため池等）の質的向上を図る活動を支援します。



★ 多面的機能支払交付金の交付単価 (単位 円/10a)

地目	農地・水の共同活動に相当		①と②に 取組む場合	農地・水の向上活動に相当	
	①農地維持 支払	②資源向上支払 (共同)※1		③資源向上支払 (長寿命化)※2※3	①,②及び③に 取組む場合
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※4	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

[農地・水保管理支払から5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用]

- ※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新
- ※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③が加算され、②に75%単価を適用
- ※4：樹園地を含む